

建設企業の情報発信支援業務 仕様書

1 目 的

建設産業は、インフラの整備や維持に重要な役割を果たし、地域経済や雇用を支える本県の基幹企業であり、「災害時」には、県民の生命・財産を守る「地域の守り手」としてなくてはならない存在である。その一方で、新規入職者数の減少や就業者の高齢化が進行し、中長期的な担い手の確保が急務となっている。

本県の建設業の新たな「担い手確保」に向け、県内建設企業と学生等の交流の機会増進を図ることを目的に、就職を控える学生等を対象に企業情報を発信するホームページ記事を作成する。

2 業務内容

(1) ホームページ記事の作成

① 掲載内容

県内建設企業の魅力や会社概要等について取材するとともに、インターンシップの実施を促進する情報を掲載する。なお、記事は1,000～1,500字程度、画像（写真）は2枚程度の掲載を想定している。（ただし、詳細については協議により決定することとし、大幅に変更が生じた場合は、変更契約の対象とすることができるとする。）

② 掲載対象企業

本県の入札参加資格業者名簿（県内測量・建設コンサルタント等業者）に登録されている企業のうち、掲載の承諾を得た徳島県内の建設関係企業10社（予算に応じて変更する場合がある。）とする。なお、掲載する建設関係企業の一覧は、発注者より提供することとし、受注者は、建設関係企業と訪問日程の調整等を行い取材することとする。

(2) テーマの編集

本県が用意するCMS（WordPress ベースで別途構築済み。）のWordPress テーマ編集を行う。受注者は添付「ホームページの基本構成案」を目安にテーマの案を作成し、県と協議することとする。なお、趣旨・目的を損なわない程度の変更は可能とし、HP トップページの写真等については、県から提供することとする。

また、作業にあたっては、導入済みの仮想サーバーイメージを提供し、記事、テーマを編集の上、仮想サーバーイメージにより納品することとし、仮想サーバーイメージ納品後の作業は、別に委託するシステム運用保守業者において実施することとする。

なお、本県が用意するCMSは、

- ・ 徳島県電子入札ホームページ <https://e-enshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/>
- ・ 徳島県 CALS/EC ホームページ <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/>

と同様の構成で構築している。（新たに HP を構築するものではないことに留意すること。）

3 成果物等

① 成果品

- ・掲載する記事の電子データ（word 形式）
- ・掲載する画像の電子データ（jpg 形式）
- ・WordPress ファイル形式の電子データ

② 納期及び納品場所

納 期 契約期間内で、県と協議して納品すること。

納品場所 徳島県庁 8 階 建設管理課

4 その他

ア 成果品に関連して、関係者と肖像権及び著作権等に関する調整を行い、委託契約期間終了後も含めて、ホームページ等で掲載・配信することの同意は県において対応することとする、

イ 著作物（以下、「本著作物」という。）について、受託者は、徳島県に対し、本著作物に係る全ての著作権（複製権、放送権、翻訳権、映画化権、本著作物を原著作物とする二次的著作物についての利用権等並びに著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含むがそれに限られない。）を無償で譲渡し、徳島県はそれを、徳島県への成果物（冊子及び電子データ）の納品をもって譲り受けるものとする。

ウ 本著作物について、受託者が著作人格権を行使するときには、徳島県の書面による事前の承諾を得なければならない。

エ 徳島県が受託者に対し、第三者に対する著作人格権の行使を要請した場合、受託者はそれが正当な権利行使である場合に限り、これに応じるものとする。

オ 徳島県は本著作物を、必要に応じ、合理的な範囲で改変、修正することができるものとし、係る改変、修正がなされる限り、受託者は徳島県に対し同一性保持権を行使しない。

カ 徳島県は本著作物の利用に当たっては、著作者の表示をし、又はしないことができる。

5 業務に当たっての留意点

（１）実施内容等は、県と十分協議しながら事業を進めること。

なお、事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意を持って処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。

（２）本委託業務の遂行上知り得た個人情報については、徳島県個人情報保護条例等を守り適正に取り扱うこと。

（３）本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。

（４）業務実施に当たり、事故や運営上の課題が発生した場合には、速やかに県へ連絡すること。

（５）本業務に係る苦情等に関しては、受託事業者が責任を持って対応すること。

（６）取材等の移動に関わる旅費等については、受託事業者の負担とする。

別記2

情報セキュリティに関する特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

（管理体制）

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

（作業場所の特定）

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

（サービスレベルの保証）

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

（情報資産の種類と範囲、アクセス方法）

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

（業務従事者への周知及び教育）

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

（情報の適正な管理）

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第 9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第 10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第 11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第 13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第 15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。